

〔論 説〕

## 電子帳簿保存法（電子取引）の改正が電子的監査証拠に与える影響

中 村 元 彦

### 目次

1. 問題意識
2. 電子的監査証拠の概念
  - (ア) 電子的監査証拠の定義
  - (イ) 監査証拠の信頼性
  - (ウ) 電子的監査証拠の信頼性と技術的対応
    - ① 電子情報の特徴
    - ② 電子署名制度
    - ③ 電子署名および電子認証
    - ④ タイムスタンプ
3. 電子帳簿保存法（電子取引）における改正（令和3年度改正）
  - (ア) 電子帳簿保存法の概要
  - (イ) 電子帳簿保存法（電子取引）において求められる要件と改正の経緯
4. 電子帳簿保存法（電子取引）が電子的監査証拠に与える影響
  - (ア) 電子取引として保存された電子的監査証拠のリスク評価
  - (イ) 電子帳簿保存法（電子取引）に対する監査上の対応

### 【参考文献】

#### 1. 問題意識

公認会計士等による会計監査において、監査証拠は監査人が意見表明の基礎となる個々の結論を導くために利用する情報<sup>(1)</sup>と定義されており、紙媒体であるか電子媒体であるかを問わない。企業においてITの利用は一般的であるとともに、ITの利用なくして業務は成り立たないといっても過言ではない。また、企業間取引、企業と顧客との取引においてもインターネットなど電子的な手段を活用することが多くなってきており<sup>(2)</sup>、企業における帳票類が紙媒体から電子媒体として、ディスプレイによる閲覧に変化するとともに、注文書や請求書、領収書のような証憑類も紙媒体から電子媒体へと変化するケースが増えてきている。このため、監査においても、電子的監査証拠として電子媒体を対象とする割合

(1) 日本公認会計士協会（2021a）「監査基準委員会報告書500監査証拠」, 2頁

(2) 2020年のBtoB-EC市場規模は、334兆9,106億円であり、EC化率は、前年から1.8ポイント増の33.5%となっている。また、2020年の国内BtoC-EC市場規模は、19兆2,779億円となっている。  
経済産業省（2021）「令和2年度産業経済研究委託事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」, 7頁・10頁

が増加してきている。

公益財団法人全国中小企業振興機関協会の調査によると、中小企業における請求書のやり取りに用いる手段では、紙を郵送が82.9%と圧倒的に多く、2番目がPDF等電子化の上メール送付で23.9%となっており、電子受発注システムや請求書電子クラウドサービスは共に10%にも満たない<sup>(3)</sup>。電子メールに請求書ファイルを添付するなど証憑類が電子化されたとしても、電子化された証憑類を保存するシステムを導入していなければ、最終的には紙に出力して保存しているケースが、筆者が関与している会社および何名かの公認会計士・税理士に聞いた範囲において、中小企業のみならず上場会社においても一般的であると認識している。この理由は、EDIのように、決まった方式で大量に電子媒体で入手できるのであれば問題ないが、電子メールに添付されていたり、飛行機のチケットの領収書のようにホームページに表示されていたりなど、電子データでも電子ファイルのテキスト情報が読み取れない形式やファイルサイズが極端に大きい場合などを考慮すると、紙に出力した方が事務作業や保管の観点から処理しやすい点にあると考える。

令和3年度の税制改正により電子帳簿保存法<sup>(4)</sup>の改正が行われ、令和4年1月1日以後行う電子取引について<sup>(5)</sup>、電子取引に関しては電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置が廃止となった。このため、電子媒体としての保管が必須となり、企業は紙媒体での保存が認められなくなった。このことは、企業における業務プロセスの変更につながるるとともに、業務プロセスの変更における内部統制の検討が必要であることにつながる。紙媒体と異なり、電子媒体は改ざんが容易であり、単に紙媒体としていたものを電子媒体の保存にするだけでは、証憑の改ざんによる財務諸表の虚偽表示リスクが高くなる。このため、リスクという観点から内部統制上の対応が求められる。

本稿では、電子帳簿保存法における電子取引に関して、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存が義務化されたことを契機として、財務諸表の虚偽表示リスクの観点からどのようなリスクが考えられるか検討する。また、このリスクに対して内部統制の観点からどのような対応が技術的また人的に可能となるか、さらに、会計監査(外部監視)の観点から、電子的監査証拠にどのような影響が生じるのかについて検討を行うとともに、電子

(3) 公益財団法人全国中小企業振興機関協会(2021)「ポストコロナ時代における規模別・業種別に見た中小企業の経営課題に関する調査報告書」、42頁  
中小企業基本法の定義に基づく全国の中小企業・小規模事業者20,000社を対象としており、回収数は2,801件(回収率14.0%)。

[https://www.zenkyo.or.jp/chiiki/docs/chosa/houkoku\\_2021-3.pdf](https://www.zenkyo.or.jp/chiiki/docs/chosa/houkoku_2021-3.pdf), 2021年12月12日ダウンロード

(4) 正式には、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」であるが、一般的に電子帳簿保存法が使用されているため、本稿でも電子帳簿保存法と記載する。

(5) なお、令和4年度税制改正において、「電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存への円滑な移行のための宥恕措置の整備」として、2年間の実質的な延期が行われている。

令和5年10月にはインボイス(適格請求書)制度が開始となるが、電子インボイスの利用に向けてデジタル庁、電子インボイス推進協議会を中心に検討が進められている。電子帳簿保存法の電子取引に関して、適用開始が実質的に2年間の延長となったが、電子インボイスは電子取引の対象となるとともに、企業のバックオフィス業務の効率化を進めるきっかけになると考えられる。このため、企業において2年間の延期を利用して、証憑類のデジタル化を前提とした業務の効率化、また、内部統制の有効性を検討することが望まれる。

的監査証拠の信頼性を担保するためにはどのような点を留意すべきか検討していく。

## 2. 電子的監査証拠の概念

### （ア）電子的監査証拠の定義

電子的監査証拠という用語が日本公認会計士協会において最初に使用されたのは、平成19年（2007年）12月に出版した「電子的監査証拠」である。本書は、カナダ勅許会計士協会（現：カナダ勅許職業会計士協会）が2003年に公表した「Electronic Audit Evidence」を翻訳したものであり、電子的監査証拠を「監査報告書の内容をサポートするために監査人が依拠する、電子的に作成、転送、処理、記録、保存された情報<sup>(6)</sup>」と定義している。また、平成25年（2013年）7月にIT委員会研究報告第43号（以下、「研究報告43号」という。）として、「電子的監査証拠～入手・利用・保存等に係る現状の留意点と展望～」を公表しており、研究報告43号では「電子的監査証拠とは、企業において電子的に作成、転送、処理、記録、保存された情報から監査人が入手し、意見表明の基礎となる個々の結論を導くために利用する情報である<sup>(7)</sup>」と定義している。

監査基準委員会報告書には電子的監査証拠という用語は使用されていない。しかしながら、監査基準委員会報告書500（以下、「監基報500」という。）「監査証拠」において、監査証拠を「監査人が意見表明の基礎となる個々の結論を導くために利用する情報をいう。監査証拠は、財務諸表の基礎となる会計記録に含まれる情報及びその他の情報源から入手した情報からなる<sup>(8)</sup>。」と定義しており、情報という言葉を使うことから紙媒体であるか電子媒体であるかを問わず監査証拠になるとしている。

また、監査証拠の定義における会計記録に関して、「企業が作成した取引や会計事象の記録とその裏付けとなる記録をいう」としている。さらに、「取引を認識した記録（起票）とその裏付けとなる記録（例えば、小切手、電信送金票、請求書、契約書等）や、総勘定元帳、補助元帳、仕訳帳、仕訳帳に記帳されない財務諸表に対するその他の修正、及び原価配分・計算・調整・開示を裏付けるワークシートやスプレッドシートなどの記録が含まれる<sup>(9)</sup>」としており、電子媒体を示すワークシートやスプレッドシートの記載がなされている。監基報500では、会計データ、電子媒体、電子情報などの記載もあり、ITを利用した現実の企業活動を前提とした記載となっている。

研究報告43号では、「企業におけるITの利用状況を前提とすると、あえて、「電子的監査証拠」を定義するまでもないという取扱いなのではないかと推測<sup>(10)</sup>」としている。企業におけるITの利用、特に会計に関しては会計ソフトの利用が当たり前となっている

(6) カナダ勅許会計士協会（現：カナダ勅許職業会計士協会）（2007）『電子的監査証拠』日本公認会計士協会訳、第一法規、1頁

(7) 日本公認会計士協会（2013）「IT委員会研究報告第43号電子的監査証拠～入手・利用・保存等に係る現状の留意点と展望～」、1頁  
なお、2021年12月にIT委員会研究報告第57号等の改正に伴い字句等の修正による改正が行われている。

(8) 日本公認会計士協会（2021a）、1頁

(9) 日本公認会計士協会（2021a）、1頁

(10) 日本公認会計士協会（2013）、2頁

現状、さらに大手監査法人・準大手監査法人等が電子監査調書を利用している現状を考えると、この推測はその通りではないかと考える。なお、電子媒体は紙媒体と比較して、その取扱いの容易さや保管コストが安価となることから、監査で入手するデータ量が大量となる傾向があると考えられる。例えば、仕訳テストであれば、監査対象年度の仕訳日記帳をすべてファイルで入手することと一緒であり、もし紙媒体に印刷するとしたら膨大な量になってしまう。但し、あくまでも監査証拠であるため、「単なる会計記録と監査証拠を明確に区分するという観点<sup>(11)</sup>」は重要であると考えられる。

### (イ) 監査証拠の信頼性

監基報500では、監査証拠として利用する情報に関して、「監査人は、監査手続を立案し実施する場合には、監査証拠として利用する情報(外部情報源から入手する情報を含む。)の適合性と信頼性を考慮しなければならない<sup>(12)</sup>」としている。そして、利用する情報の内、企業が作成した情報を利用する場合について、当該情報が監査人の目的に照らして十分に信頼性を有しているかどうかを評価しなければならないとし、これには、個々の状況において必要な以下の事項が含まれるとして、次の2つが記載されている。

- 「(1) 企業が作成した情報の正確性及び網羅性に関する監査証拠を入手すること
- (2) 企業が作成した情報が監査人の目的に照らして十分に正確かつ詳細であるかどうかを評価すること<sup>(13)</sup>」

監査人が監査証拠として利用する情報に関して、その信頼性に関して疑義を抱く場合には、「問題を解消するためにどのような監査手続の変更又は追加が必要であるかを判断し、監査の他の側面に与える当該事項の影響があればその影響を考慮しなければならない<sup>(14)</sup>」とされている。例えば、仕訳テストとして監査対象年度の仕訳データを電子データとして入手し、CAAT(コンピュータ監査技法)により異常点データの有無を調査する場合、不正データを削除された仕訳データを被監査会社から受領したのであれば、被監査会社の不正会計を発見することはできない。実務において、入手データの同一性のチェックは必要な手続となっているが、情報の信頼性を評価することは監査において基本であり、毎年実施して大丈夫であるからというような思い込みはあってはならない。

信頼性について、監基報500は監査証拠自体の証明力とも述べており、「情報源及び情報の種類、並びに関連する場合には情報の作成と管理に関する内部統制を含む情報を入手する状況によって影響される<sup>(15)</sup>」としている。考慮事項として図表1の5点が挙げられているが、一般化できるが重要な例外が存在することを注意事項としている。図表1①のように外部の情報は証明力が高いとされているが、「例えば、企業から独立した情報源から入手した監査証拠であっても、その情報源が十分な知識を有していない個人又は組織である場合、又は経営者の利用する専門家が客観性を欠いている場合には、信頼できない

(11) 日本公認会計士協会 (2013), 2頁

(12) 日本公認会計士協会 (2021a), 2頁

(13) 日本公認会計士協会 (2021a), 2頁

(14) 日本公認会計士協会 (2021a), 2頁

(15) 日本公認会計士協会 (2021a), 8頁

図表 1 監査証拠の証明力に関する考慮事項

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 監査証拠の証明力は、企業から独立した情報源から入手した場合には、より強くなる。</li><li>② 企業内部で作成される監査証拠の証明力は、情報の作成と管理に関する内部統制等、関連する内部統制が有効な場合には、より強くなる。</li><li>③ 監査人が直接入手した監査証拠（例えば、内部統制の運用について観察により入手した監査証拠）は、間接的に又は推論に基づいて入手する監査証拠（例えば、内部統制の運用について質問により入手した証拠）よりも、証明力が強い。</li><li>④ 監査証拠は、紙媒体、電子媒体又はその他の媒体にかかわらず、文書化されたものの方が、口頭で得たものよりも、証明力が強い（例えば、議事録は、会議の後の口頭による議事説明よりも証明力が強い）。</li><li>⑤ 原本によって提供された監査証拠は、コピーやファックス、フィルム化、デジタル化その他の方法で電子媒体に変換された文書によって提供された監査証拠よりも、証明力が強い。原本以外の文書の信頼性は、その作成と管理に関する内部統制に依存することがある。</li></ol> |
|--|

出典：日本公認会計士協会（2021a）「監査基準委員会報告書 500 監査証拠」, 8 頁

ことがある<sup>(16)</sup>」と、入手する状況に関して留意することを求めている。

### （ウ）電子的監査証拠の信頼性と技術的対応

#### ① 電子データの特徴

電子的監査証拠に着目して信頼性を検討する際に、紙媒体と電子媒体の相違を考慮することは電子的監査証拠の特徴を明らかにすることができると思われる。紙媒体と電子媒体の相違として、図表 1 ⑤の原本性の問題がある。原本とは、「一定の思想を表現するという目的の下に、最初に、かつ、確定的に作成された文書<sup>(17)</sup>」であるが、文書の記載内容は原本と写しで変わりはないため、「記載された思想・認識等は、原本と写しを区別する基準にならない<sup>(18)</sup>」ことになる。裁判という観点では、民事訴訟規則第 143 条 1 項で「文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証のある謄本でなければならない。」としている。

電子データに関する原本性であるが、「学説上の見解としては、電磁的記録が原本で出力文書（プリントアウトした文書）はその一種の謄本とする見解、出力文書を原本とする見解、電磁的記録をそのまま正確に出力した場合は電磁的記録が原本で出力文書がその一種の謄本、何らかのデータ処理をしたうえでプリントアウトされた場合は出力文書を原本とする見解等<sup>(19)</sup>」があり、確立されていない。このため、紙媒体としての原本が存在する場合は、原本としての証拠力が強いと言えるが、生まれながらの電子データに関しては、何が原本であるかを議論するよりも、オリジナルデータとの同一性、すなわち完全性・正確性が維持されているかが重要となる。

「デジタルデータは 2 進法に数値化された情報であり、記録されている媒体によって情報の内容に影響はない、すなわちデジタルデータそのものが媒体と独立して存在しているという特性<sup>(20)</sup>」を有している。このため、紙媒体と異なり、電子データ（デジタルデータ）

(16) 日本公認会計士協会（2021a），8 頁

(17) 櫻庭信之（2021）「電子証拠の原本性」町村泰貴・白井幸夫編『電子証拠の理論と実務—収集・保全・立証』民事法研究会，148 頁

(18) 櫻庭信之（2021），148 頁

(19) 櫻庭信之（2021），357 頁

をコピーした電子媒体において劣化は生じず、電子媒体にある電子証拠の場合、原本やオリジナルデータとの同一性をどうやって保証するかという問題が生じることになる。特に、紙媒体と比較すると電子媒体の電子データは改変が容易であるとともに、改変時の痕跡がログを残すなどの体系的な対応がなされていないと残らないという問題が生じる。この点は、原本やオリジナルデータであったとしても改変がなされていないかという問題を考慮しなければならないことを示している。

## ②電子署名制度

電子媒体に記録されているデジタルデータに関して、原本性やオリジナルデータの同一性の問題として、コピーおよび改変が容易であることは、「①電子情報の特徴」で述べた通りである。その対応として、「デジタル文書の作成者の意思に基づくこと、改ざんがなされていないことを確認するために考えられた制度<sup>(21)</sup>」である、電子署名制度があり、電子署名の法的な位置付けを明確にするために、電子署名及び認証業務に関する法律（以下、「電子署名法」という。）が制定されている。電子署名は、電子署名法第2条1号で「当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること」、2号で「当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること」を求めており、2つの要件を満たしたものと定義している。

そして、第3条で、「電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。」とし、成立の真正性を推定する規定を置いている。このことから、本人による一定の要件を満たす電子署名が行われた電子文書等は、真正に成立したもの（本人の意思に基づき作成されたもの）と推定されることとなる。

## ③電子署名および電子認証

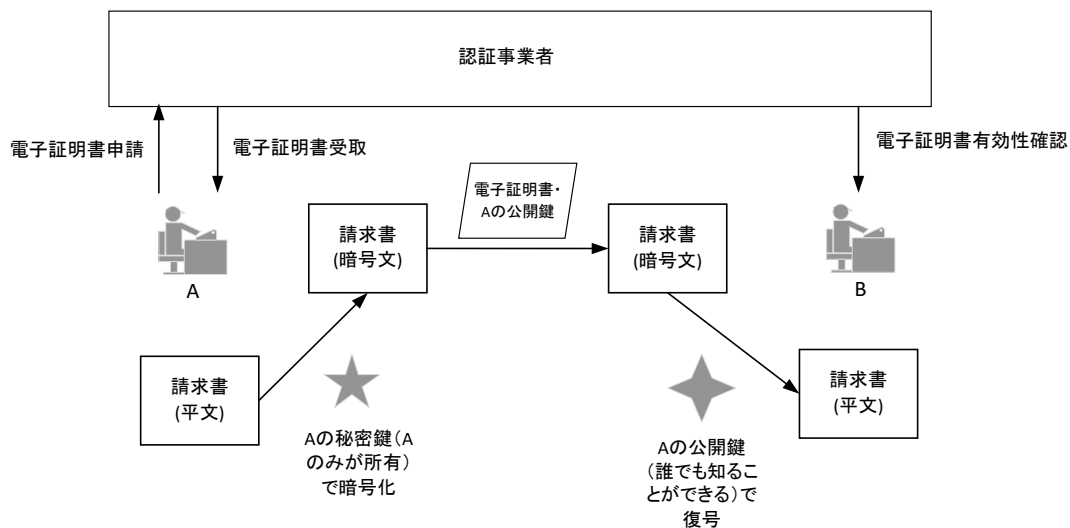
電子署名法により法律的に認められている電子署名であるが、Public Key Infrastructure（以下、「PKI」という。）と呼ばれる公開鍵基盤の技術を利用している。PKIは、秘密鍵と公開鍵はペアの鍵であり、一方の暗号鍵で暗号化したものはペアの鍵でしか復号できないという特徴を有している。図表2にあるように、電子データの請求書（以下、「請求書ファイル」という。）に対してAのみが所有する秘密鍵で電子証明を行い、請求書ファイルは暗号化される。請求書ファイルには電子署名されているが、電子証明書およびAの公開鍵が添付されており、これをAからBへ送信し、Bは受信することとなる。Bは受信後、Aの公開鍵を使用して請求書ファイルを復号し、平文として閲覧することになるが、電子署名により改変が行われていないかを確認することができる。

但し、Aが本当に電子署名を行っているのか、技術的には公開鍵が本当にAのものであるかが確認できなければ、Aが作成した請求書ファイルであることをBは確かめるこ

(20) 高橋郁夫・梶谷篤他 (2015)『デジタル証拠の法律実務 Q&A』日本加除出版, 11頁

(21) 高橋郁夫・梶谷篤他 (2015), 104頁

図表 2 電子署名および認証の仕組み



出典：筆者作成

とができない。そこで、Aは認証事業者に公開鍵の所有者であることを証明するための電子証明書を発行してもらい、これをAの公開鍵とともにBへ送信する。Bは受信した電子証明書の有効性を確認し、有効であればAの公開鍵を用いて電子署名を復号し改変の検証を行うことで、Aからの請求書ファイルであるとともに改変がなされていないことを確かめることが可能となる。

これを紙媒体と電子媒体との比較で示すと、図表3となる。紙媒体の印鑑に当たるものが電子署名になったとすることができる。また、「電子署名法の対象である、公開鍵基盤（PKI）では、第三者機関である認証局が、秘密鍵の管理者を担保することで、ペアの公開鍵に持ち主情報や使用用途などを対象として、認証局のデジタル署名をして電子証明書を発行している。この電子証明書が、第三者が発行する印鑑登録証明書と同様の役割<sup>(22)</sup>」

図表 3 意思表示と確認手段

		紙社会（紙媒体）	デジタル社会（電子媒体）
当日	唯一性・機密性	印章利用	秘密鍵利用
	意思表示	押印	デジタル署名
後日	本人確認手段	印影確認	公開鍵で復元
	第三者による本人証明	印鑑登録証明書	電子証明書

出典：柴田孝一（2021）「紙社会の印鑑文化とデジタル社会のトラストサービス」日本セキュリティ・マネジメント学会誌 34（3）、36頁を引用・編集

(22) 柴田孝一（2021）「紙社会の印鑑文化とデジタル社会のトラストサービス」日本セキュリティ・マネジメント学会誌 34（3）、37頁

を果たしている。このように、認証局と呼ばれる認証事業者による本人確認が重要な役割を示しており、例えば、電子申告 (e-Tax, eLTAX) であれば、日本税理士連合会が税理士法の規定に従って日税連に備える税理士名簿に登録された者に対して、公開鍵暗号技術に基づく電子証明書を発行するために日税連電子認証局を組織し、税理士用電子証明書を発行している。

なお、電子署名はあくまでも個人であり、図表2で請求書ファイルに個人の電子署名が添付されることになる<sup>(23)</sup>。そこで、作成者が個人ではなく、法人となる e シールという技術がある。図表2の請求書ファイルに個人の電子署名ではなく、e シールを付与し、デジタル請求書に対して発行元である法人の真正性を担保することが可能となる<sup>(24)</sup>。電子署名と同様に、電子データが改ざんされていないことを確認できると共に、当該電子データは発行元の法人 (組織) から間違いなく発行されたことを示すことになるため、企業実務において、また、会計監査においても有用であると考えられる。特に、「発行元となる組織等に紐づく e シールは、組織内の人事異動に伴って e シール用の電子証明書を再発行する必要がないことや、意思表示を伴わないため、大量の電子文書等に機械的、自動的に e シールを行うこともできること等のメリットがある<sup>(25)</sup>」ため、目的に応じて利用することになると考える。

#### ④タイムスタンプ

タイムスタンプとは、「ある時刻にその電子データが存在していたことと、それ以降改ざんされていないことを証明する技術。タイムスタンプに記載されている情報とオリジナルの電子データから得られる情報を比較することで、タイムスタンプに付された時刻から改ざんされていないことを確かかつ簡単に確認<sup>(26)</sup>」することが可能となる。③の「電子署名および電子認証」で電子証明や e シールについて述べたが、「電子署名及び e シールにも署名時刻が付けられているが、その署名時刻は署名の操作を行ったコンピュータに内蔵されている時刻であり、当該コンピュータの時刻設定にアクセスする権限があれば任意の時刻に設定できてしまう<sup>(27)</sup>」ことになり、悪用される余地が存在している。

(23) 電子認証登記所 (商業登記認証局) を利用する場合は、登記所が発行する印鑑証明書と同様の証明となるため、会社の代表者の電子証明書となる。

法務省「商業登記に基づく電子認証制度よくあるご質問・ご照会」, Q1

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06\\_00034.html#1](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00034.html#1), 2021年12月12日ダウンロード

(24) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) では、「デジタル請求書等に e シールを付与し、トラスト基盤の普及に取り組みます」というプレスリリースを2021年6月17日発行し、e シールの本格利用を開始することを公表している。

<https://www.jipdec.or.jp/topics/news/20210617.html>, 2021年12月12日ダウンロード

(25) 総務省 (2021) 「e シールに係る指針」, 5頁

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000756907.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000756907.pdf), 2021年12月12日ダウンロード

(26) 総務省「タイムスタンプについて」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/top/ninshou-law/timestamp.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/ninshou-law/timestamp.html), 2021年12月12日ダウンロード

(27) 日本公認会計士協会 (2021b) 「IT委員会研究報告第59号デジタルトラストの基礎知識と電子署名等のトラストサービスの利用に関するQ&A」, 6頁



タイムスタンプは外部の第三者機関（時刻認証事業者）が時刻認証を行っている。このため、図表2にタイムスタンプも付与されているとすると、例えば取引から数年後に、Bが保存している請求書ファイルを確認するとき、添付されているタイムスタンプを検証することにより、第三者機関が数年前の時刻情報を証明してくれることとなる。これは、請求書ファイルの非改ざんを証明していることでもある。また、「電子署名又はeシールとタイムスタンプを組み合わせることで、電子的な署名が付与された時点を明確にし、電子証明書の発行時点の失効リストを電子署名又はeシールの情報と合わせて電子文書に紐づけて、「電子証明書の発行時点ではその電子証明書は失効していなかったこと」を長期間、再検証可能な状態で保存することが可能になる（作成時の認証情報の長期保存<sup>(28)</sup>」。タイムスタンプ自体にも電磁的記録の非改ざん証明機能があるため、組み合わせの利用が望ましいが、どこまでを利用するかは、企業の判断で実施することになると考える。

### 3. 電子帳簿保存法（電子取引）における改正（令和3年度改正）

#### （ア）電子帳簿保存法の概要

電子帳簿保存法は、帳簿書類等の保存方法から大きく3つの区分で説明することができる。第一は、会計ソフトや販売管理ソフトのように電子的に作成した帳簿・書類をデータのまま保存することを一定の要件の下で認めるものである。これは、図表4における①のオリジナルの電子データ部分が該当する。なお、原則は出力した紙での保存であり、オリジナルの電子データは特例の取扱いとなっている。第二は、取引の相手先から受け取った請求書等および自己が作成したこれらの写し等の国税関係書類について、書面による保存に代えて、一定の要件の下で、スキャン文書による保存が認められるものである。これは、図表4における②のスキャンした電子データに対応する部分である。第一と同様に、原則は出力した紙での保存である。

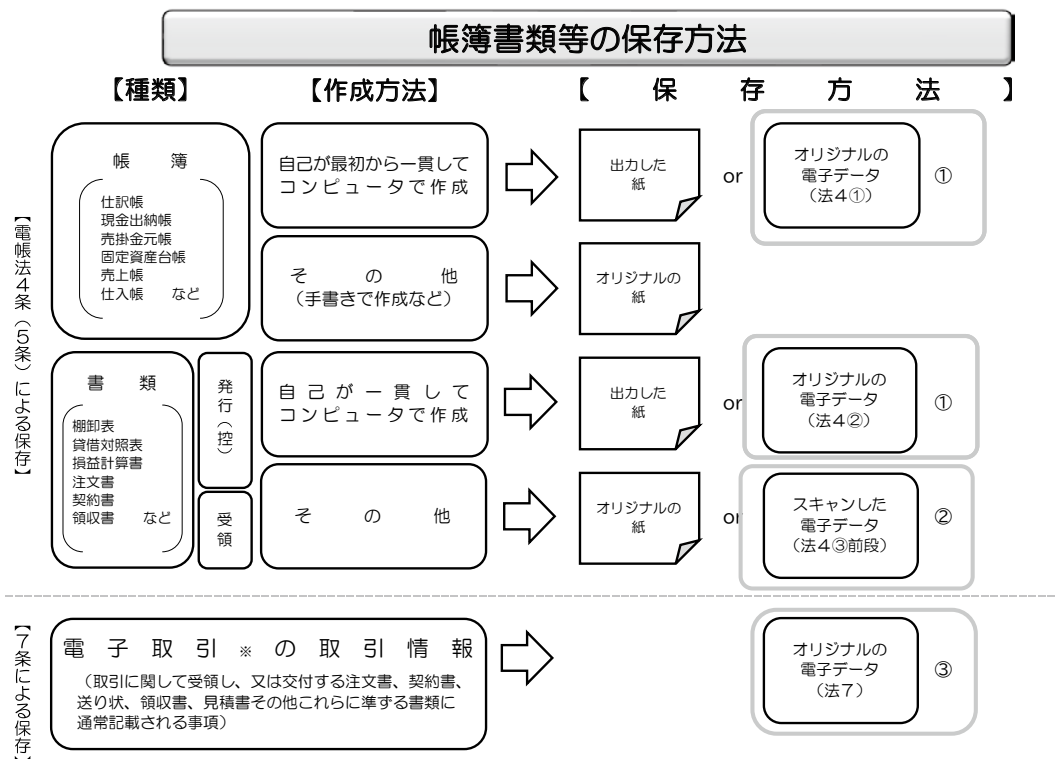
第三が、いわゆるEDI取引やインターネットを通じた取引等の電子取引を行った場合には、電子取引により授受した取引情報（注文書、領収書等に通常記載される事項）を電磁的記録により保存しなければならないものである。注意しなければならないのは、第一と第二は電子データとして保存ができるのに対して、第三の電子取引は電子データでの保存が強制となっているという点である。図表4における③のオリジナルの電子データに対応する部分であるが、第一と第二と異なり紙に該当する部分が存在していないことが分かる。但し、令和4年度の税制改正で宥恕措置が設けられており、令和5年12月31日までは出力した紙でも許容されている。

#### （イ）電子帳簿保存法（電子取引）において求められる要件と改正の経緯

電子取引に関する電子帳簿保存法とは、「所得税（源泉徴収に係る所得税を除きます。）及び法人税の保存義務者が取引情報（注文書、領収書等に通常記載される事項）を電磁的方式により授受する取引（電子取引）を行った場合には、その取引情報を電磁的記録によ

(28) 日本公認会計士協会（2021b）、6頁

図表4 電子帳簿保存法に対応した帳簿書類等の保存方法



※ 取引情報の授受を電磁的方法により行う取引をいう。

出典：国税庁 (2021a) 「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」, 2頁より引用・編集

[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf), 2021年12月29日ダウンロード

り保存しなければならないという制度<sup>(29)</sup>」である。電子取引の範囲は、電子帳簿保存法取扱通達2-2によると、以下が対象となっている。

- (1) いわゆる EDI 取引
- (2) インターネット等による取引
- (3) 電子メールにより取引情報を授受する取引 (添付ファイルによる場合を含む。)
- (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

対象範囲はメールに添付されている請求書等ファイルや、従業員が会社の経費等を立て替えた場合の電子データ、インターネットのホームページからダウンロードもしくはスクリーンショットした請求書や領収書等のデータ (PDF ファイル等) まで広い範囲となっている。また、「クレジットカードの利用明細データ、交通系 IC カードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用<sup>(30)</sup>」も対

(29) 国税庁 (2021a) 「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」, 1頁

[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf), 2021年12月29日ダウンロード

象とされており、「保存されるデータがXML形式等の取引情報に関する文字の羅列であっても、請求書等のフォーマットや日付・金額等の項目ごとに並べた一覧表形式で表示する等により視覚的に確認・出力されるものについては、電子帳簿保存法の要件を満たす<sup>(31)</sup>」とされている。このため、電子取引を関連する業務システムで連携させる際のファイル形式で保存が可能となっており、実務での処理を考慮している。

保存要件であるが、図表5の通りであり、不正会計防止の観点である真实性の要件、税務調査実施の観点である可視性の要件が求められる。電子帳簿保存法は1998年（平成10年）7月1日に施行されたが、施行後に何度か大きな改正が実施されている。当初は、電子署名およびタイムスタンプの付与が求められていたが、平成27年度の制度改正で要件から電子証明が削除されている。「電子化作業の責任者を明確にすることと、電磁的記録の非改ざん性を担保<sup>(32)</sup>」する電子署名が削除されたことから、特に電子化作業の責任者を明確にするという点に関して、電子的監査証拠の信頼性は技術的な観点からは低くなり、電子的なものに限らず紙の作業記録の様なものも含めたITや人手による内部統制による担保が求められることになる。

図表5 電子帳簿保存法（電子取引）における保存の要件

電子取引の保存	
	※ 下線を付した部分が、令和3年度税制改正により変更があった箇所となる。
真实性の要件	以下の措置のいずれかを行うこと ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う ② 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う
可視性の要件	保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと 電子計算機処理システムの概要書を備え付けること 検索機能※を確保すること ※ 帳簿の検索要件 i～iiiに相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、ii・iii不要） i. 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目により検索できること ii. 日付又は金額の範囲指定により検索できること iii. 二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること 保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要

出典：国税庁（2021a）、7頁より引用・編集

真实性の要件であるが、あくまでも個別の電子取引に対して、図表5①から④のいずれ

(30) 国税庁（2021a）、3頁

(31) 国税庁（2021a）、20頁

(32) トラストサービス推進フォーラム（2020）「電子帳簿保存法における電子署名とタイムスタンプの解説書」、9頁  
[https://www.dekyo.or.jp/tsf/wp-content/uploads/2021/03/TSF%E9%9B%BB%E5%B8%B3%E6%B3%95%E8%A7%A3%E8%AA%AC%E6%9B%B8\\_%E7%AC%AC4%E7%89%88.pdf](https://www.dekyo.or.jp/tsf/wp-content/uploads/2021/03/TSF%E9%9B%BB%E5%B8%B3%E6%B3%95%E8%A7%A3%E8%AA%AC%E6%9B%B8_%E7%AC%AC4%E7%89%88.pdf), 2022年3月14日ダウンロード

かの実施を求められている。①は取引の相手方によるタイムスタンプ、②は受領後に企業側でのタイムスタンプとなっている。平成27年度の制度改正で電子署名が要件から削除されたことから、「電子署名が担っていた「電磁的記録の非改ざん証明機能」をタイムスタンプが代替<sup>(33)</sup>」することとなった<sup>(34)</sup>。③は不正会計防止の観点から、記録事項の訂正削除ができないもしくはそのログが分かるシステムを利用している場合であり、①から③は技術的な対応ということが出来る。これに対して、④は規程<sup>(35)</sup>というルールを定め、そのルールに則って人を中心とした運用が有効に行われることを要求しており、技術面でのコストを考慮すると最も安価で適用できることとなる。なお、①と③の要件は、令和2年度の改正で追加されたものである。

令和3年度での改正は、第一にタイムスタンプの付与期間が、最長約2か月と概ね7営業日以内に延長されたこと、第二に検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されたこと、第三に申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置が廃止<sup>(36)</sup>となっている。また、第四に電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されている。

可視性の要件であるが、税務調査時にディスプレイやマニュアル、プリンター等がなければ調査ができないし、検索ができないのであれば効率的な調査ができないこととなるため、当然の要件であると考え。令和3年度での改正は、検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保という緩和がなされている<sup>(37)</sup>。

(33) トラストサービス推進フォーラム (2020), 9頁

(34) なお、電子署名を廃止したことで、電子署名の入力者等を特定する機能に対応する部分がなくなるため、入力者等の情報を確認することができるようにしておくことを新たな要件とし、「システムにおいていわゆるID(身分証明)を電磁的記録に保存する方法や入力者等が記載された書面を備え付ける方法」が例示としてあげられている。

国税庁 (2021c) 「電子帳簿保存法取扱通達解説 (趣旨説明)」, 27頁

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/031227/pdf/01.pdf>, 2021年12月29日ダウンロード

(35) 「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」として、国税庁のホームページにひな型が提示されている。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>, 2021年12月12日ダウンロード

(36) 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録が対象であり、消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能となっている。

(37) さらに、基準期間の売上が1,000万円以下である小規模な事業者について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要という緩和要件もある。

#### 4. 電子帳簿保存法（電子取引）が電子的監査証拠に与える影響

##### （ア）電子取引として保存された電子的監査証拠のリスク評価

電子取引に関して、電子帳簿保存法では真実性の要件として、保存において図表5のように4つのパターンがある。電子的監査証拠の信頼性を考える際に、JIS X 0902-1：2019「情報及びドキュメンテーション－記録管理－」（以下、「JIS X 0902-1」という。）を利用して、どのようなリスクが考えられるか検討する。JIS X 0902-1では、記録管理を「記録の作成、受領、維持、使用及び処分の効率的で体系的な統制に責任をもつ管理領域。記録形式で、業務活動及び処理の証拠及び情報を、捕捉及び維持する一連の作業を含む<sup>(38)</sup>。」としている。このため、i作成、ii受領、iii維持、iv使用及び処分という段階を考慮して検討を行う。

作成の段階であるが、取引の相手方により電子データとして記録の作成がなされるが、ここでタイムスタンプの付与もしくは記録事項の訂正削除ができない、もしくはそのログが分かるシステムの利用が可能であれば、その後の受領・維持・使用及び処分の段階でも正確性は維持されることになる。これに対して、取引の相手方の作成の段階では、タイムスタンプの付与もしくは記録事項の訂正削除ができない、もしくはそのログが分かるシステムの利用がなければ、受領・維持・使用及び処分の段階で改ざん・削除のリスクが生じることとなる。このため、被監査会社の内部統制の整備・運用状況の有効性を評価することが必要となる。また、経営者による内部統制の無効化リスクに関しても考慮する必要性が生じる。

図表5の真実性の要件の4つのパターンについて、組織目標を達成するためのITの統制目標における信頼性（正確性・完全性・正当性）から検討したものが図表6となる。③の記録事項の訂正削除ができないもしくはそのログが分かるシステムの利用においては、ID・パスワード等の利用者を認識する方法を利用することが一般的であるため、適切な

図表6 ITの統制目標（正確性・完全性・正当性）と真実性の要件（図表5）の関係

		正確性	完全性	正当性
図表5 真実性の要件	①	◎	○	○
	②	○	○	○
	③	◎	◎	◎
	④	△	△	△

◎：確保される

○：自動化された統制は確保される（手作業による統制の検討が必要となる可能性がある）

△：手作業による統制が通常発生するため、この統制の有効性を検討する必要がある

正確性：発生した取引が財務や科目分類などの主要なデータ項目に正しく記録されること

完全性：記録した取引に漏れ、重複がないこと（網羅性）

正当性：発生した取引が財務や科目分類などの主要なデータ項目に正しく記録されること

出典：企業会計審議会（2019）「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」, 18・19頁を参照して筆者作成

(38) 日本規格協会（2019）「JIS X 0902-1：2019「情報及びドキュメンテーション－記録管理－」第1部：概念及び原則」, 5頁

利用を前提とすると、取引の相手方との間で受け取った情報は正しく、網羅的であることが分かり、誰が作成・受領等しているかが判明することになる。①の取引の相手方の作成の段階でのタイムスタンプの付与は、正確性は担保されるが、例えば電子メールでの添付であれば網羅性は必ずしも担保されない。また、電子署名は付与されていないので、相手方の作成者は誰であるかは技術的な面での担保はなく、受領・維持・使用及び処分の段階では被監査会社での内部統制に依存することとなる。

②の被監査会社によるタイムスタンプの付与は、①と比較すると受領の段階での改ざん・削除のリスクが生じることになり、被監査会社の内部統制により依存することとなる。但し、被監査会社において、記録管理用に何らかのシステムを利用し、そこにおけるIT統制が有効に機能している場合は、自動化統制の活用によるリスクの低減につながる可能性がある。④においては、必ずしもシステムの利用を前提としていないため<sup>(39)</sup>、より内部統制の評価とともに、内部統制の無効化リスクの検討が必要になると考える。

### (イ) 電子帳簿保存法（電子取引）に対する監査上の対応

電子帳簿保存法（電子取引）に関しては、「(ア) 電子取引として保存された電子的監査証拠のリスク評価」で述べたように、一括りで考えるのではなく、ケースごとにどのようなリスクがあるか評価し、評価したリスクに対して内部統制によりどの程度低減されているかを検討する必要がある。また、内部統制に関しては、業務処理統制（情報処理統制）として整備運用状況を評価するとともに、IT基盤に対する全般統制も同じく整備運用状況に関して評価しなければならない。さらに、内部統制の無効化リスクに対しても検討が必要となり、例えば、関連する電子データも活用したCAAT(コンピュータ監査利用技法)などは有用な手法になると考える。

また、受領した電子データの信頼性は確かめられたとしても、取引自体が架空取引であるなど当該電子データが取引実態を正しく示した証憑であることは示しているわけではない。特に、電子帳簿保存法の平成27年度制度改正で電子署名が要件から削除されたことは、企業実務の負担を軽減させる効果はあるかもしれないが、監査上のリスクの観点からはマイナスの影響となっていると考える。「取引先等の外部に対して、イメージ文書に記載された内容に関する直接確認を行う<sup>(40)</sup>」など図表1の①に記載した企業から独立した情報源から入手することは、内部統制の無効化リスクの程度に応じて検討が必要となる。電子的監査証拠の信頼性をいかにして確かめるかに関して、技術の変化があるにしても、既存の監査における手法は電子取引に対しても有効であるものは多くあり、具体的な手法に関しては今後の研究課題としたい。

被監査会社から仕訳データをはじめ、販売データなど財務報告に関連するシステムからデータを電子媒体として入手し、分析を実施していくことは、多くの監査人が実施しており、AIの活用も見込まれる分野である。さらに、証憑類の電子化が進むことは、監査に

(39) 国税庁(2021a)では、請求書データ(PDF)のファイル名に、規則性をもって内容を表示する方法や「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する方法が記載されている。

(40) 日本公認会計士協会(2022)「監査・保証実務委員会実務指針第104号 イメージ文書により入手する監査証拠に関する実務指針」, 20頁

において効率性のみならず深度ある監査の実施につながると考えている。特に、令和5年10月の消費税のインボイス制度の開始において、標準化された電子インボイスを導入する動きも検討が進んでいる。税務による電子帳簿保存法（電子取引）の改正は、企業の実務を事実上縛ることとなるため、電子インボイスの導入も見据えると、電子取引の電子データでの保存義務が実質的に2年延長とはなかったが、証憑類の電子化は拡大していくと考える。

なお、監査におけるデータ分析・活用の前提は、情報の信頼性であり、この前提が満たされなければ電子的監査証拠の信頼性は当然ながら担保されないこととなる。本稿では、電子データを単体としてとらえているが、仕訳データとの関連付け、他の電子データの関連付けによりこの信頼性の検証は実行しやすくなるとともに、そこでの自動的な検証機能の組み込みによって内部統制の観点からも有効に機能する可能性がある。この点についても今後研究を進めていきたい。

## 謝辞

本研究は、JSPS 科研費・若手研究 21K13405 の助成を受けたものである。

## 【参考文献】

- カナダ勅許会計士協会（現：カナダ勅許職業会計士協会）（2007）『電子的監査証拠』日本公認会計士協会誌，第一法規
- 企業会計審議会（2019）「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」
- 経済産業省（2021）「令和2年度産業経済研究委託事業（電子商取引に関する市場調査報告書）」
- 公益財団法人全国中小企業振興機関協会（2021）「ポストコロナ時代における規模別・業種別に見た中小企業の経営課題に関する調査報告書」  
[https://www.zenkyo.or.jp/chiiki/docs/chosa/houkoku\\_2021-3.pdf](https://www.zenkyo.or.jp/chiiki/docs/chosa/houkoku_2021-3.pdf) f, 2021年12月12日ダウンロード
- 国税庁（2021a）「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」  
[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf), 2021年12月29日ダウンロード
- 国税庁（2021b）「電子帳簿保存法が改正されました」  
[https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021012-095\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021012-095_03.pdf), 2021年12月29日ダウンロード
- 国税庁（2021c）「電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）」  
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/031227/pdf/01.pdf>, 2021年12月29日ダウンロード
- 櫻庭信之（2021）「電子証拠の原本性」町村泰貴・白井幸夫編『電子証拠の理論と実務—収集・保全・立証』民事法研究会
- 柴田孝一（2021）「紙社会の印鑑文化とデジタル社会のトラストサービス」日本セキュリ

- ティ・マネジメント学会誌 34 (3), 33-38 頁  
総務省 (2021) 「e シールに係る指針」  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000756907.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000756907.pdf), 2021年12月12日ダウンロード  
高橋郁夫・梶谷篤他 (2015) 『デジタル証拠の法律実務 Q&A』 日本加除出版  
トラストサービス推進フォーラム (2020) 「電子帳簿保存法における電子署名とタイムスタンプの解説書」  
[https://www.dekyo.or.jp/tsf/wp-content/uploads/2021/03/TSF%E9%9B%BB%E5%B8%B3%E6%B3%95%E8%A7%A3%E8%AA%AC%E6%9B%B8\\_%E7%AC%AC4%E7%89%88.pdf](https://www.dekyo.or.jp/tsf/wp-content/uploads/2021/03/TSF%E9%9B%BB%E5%B8%B3%E6%B3%95%E8%A7%A3%E8%AA%AC%E6%9B%B8_%E7%AC%AC4%E7%89%88.pdf), 2022年3月14日ダウンロード  
日本規格協会 (2019) 「JIS X 0902-1: 2019「情報及びドキュメンテーション-記録管理-」第1部: 概念及び原則」  
日本公認会計士協会 (2013) 「IT委員会研究報告第43号 電子的監査証拠 ~入手・利用・保存等に係る現状の留意点と展望~」  
日本公認会計士協会 (2021a) 「監査基準委員会報告書 500 監査証拠」  
日本公認会計士協会 (2021b) 「IT委員会研究報告第59号 デジタルトラストの基礎知識と電子署名等のトラストサービスの利用に関するQ&A」  
日本公認会計士協会 (2022) 「監査・保証実務委員会実務指針第104号 イメージ文書により入手する監査証拠に関する実務指針」

(2022.1.20 受稿, 2022.3.18 受理)



〔抄 録〕

電子帳簿保存法が令和3年度税制改正で大きく改正され、特にいわゆる EDI 取引やインターネットを通じた取引等の電子取引を行った場合には、電子取引により授受した取引情報を電磁的記録により保存しなければならないとされた。令和4年度税制改正により、当初よりも2年の実質的延長がなされ、令和6年1月1日から義務化となり、紙の出力は認められなくなる。

公認会計士等による会計監査において、監査証拠が紙から電子データ、すなわち電子的監査証拠となることは、実務において影響が生じることとなる。企業側でも同様であり、特に、リスクという観点から内部統制上の対応が求められる。

本稿では、電子帳簿保存法における電子取引に関して、電磁的記録の保存が義務化されたことを契機として、財務諸表の虚偽表示リスクの観点からどのようなリスクが考えられるか検討する。また、このリスクに対して内部統制の観点からどのような対応が技術的また人的に可能となるか、さらに、会計監査の観点から、電子的監査証拠にどのような影響が生じるのかについて検討を行うとともに、電子的監査証拠の信頼性を担保するためにはどのような点を留意すべきか検討している。